



三上税理士法人発行  
オリジナル事務所通信

令和 4 年 4 月号

代表  
便り

## 市長に立候補！

ネットではリアルタイムに配信されていますが、三上税理士法人の顧問先の皆様へは印刷、封入があり、1ヶ月ほど後にお手元に届くこの DR.tax！もう確定申告は終わっているのでしょうか？私は今、残業だらけでなぜかテンションアゲアゲです！

さて、今回は税理士法の話。税理士は、税理士法という法律によって税務書類の作成という権利を与えられていますが、逆に様々な規則によって縛られてもいます。年間 36 時間の研修をやりなさい！きちんと相談に応じた記録簿を残しなさい！などなど。

そんな税理士法違反でネットにアップされたニュースがこちら。(3月10日)

税理士の資格がないにもかかわらず顧客の確定申告の書類を作成したという税理士法違反の疑いで、61歳の男が逮捕されました。男は「12年で1億円ほどの報酬を得た」と供述しているということです。容疑者の顧客には銀座のキャバクラも含まれていて、税務書類の作成と引き換えに1件あたりおよそ30万円の報酬を得ていました。さらに店を訪れた際には20万円の飲食代金を数千円にしてもらうなど料金を割引してもらっていたとみられています。

これだけしか記事には書いてありませんでしたが、裏側は、脱税書類の作成ですね。ただし、税理士資格がないからこの容疑者は脱税で起訴されない。あくまでも、申告書は顧客が申告していますからね。顧客は脱税で逮捕となるのでしょうか。

話は変わりますが、令和4年5月22日には、春日井市長選挙が行われます！私も市長選に出たかったのですが(笑)、税理士法では税理士が事務所に常駐しないといけませんので、副業が認められる市議ならOKですが首長はNGとなっています。残念。次の市長にも、引き続き私の大好きな春日井市のために頑張ってもらいたいですね(笑) (でも実は名古屋市民)



本店  
便り

## 家賃や顧問料など、請求書や領収書が発行されない 支払いに対するインボイス対応

文責：亀田

令和5年10月から始まるインボイス制度では、決められた以下の6点が記載された適格請求書(インボイス)の保存が仕入税額控除の要件となります。

- ① インボイス発行事業者の氏名または名称および登録番号(T+13桁の法人番号または13桁の数字)
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜および税込)および適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

しかし、家賃や顧問料などの支払いに当たり、取引の都度、請求書や領収書が発行されない取引もあります。こうした費用について、インボイス制度下で仕入税額控除の適用を受けるための対応をご説明したいと思います。

<次のページへ続く>

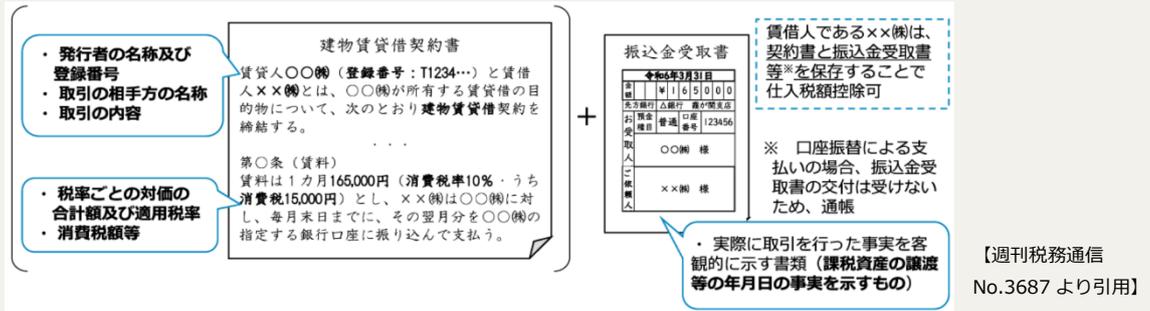
<前のページからの続き>

○**口座振込・口座振替で支払う家賃の仕入税額控除**

賃貸契約の場合、貸主の登録番号が記載されたインボイスの保存が必要ですが、複数の書類を組み合わせる形で、インボイスの記載事項を満たすことが認められています。

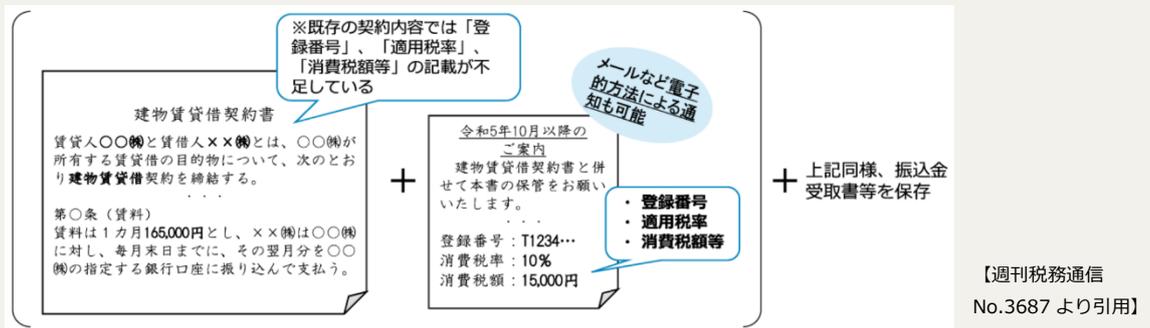
・**新規契約（令和5年10月以降に新たに賃貸借契約書をつ結ぶ場合）**

賃貸借契約書に貸主の登録番号等は記載されていても、課税資産の譲渡等の年月日は書かれていない可能性があります。そのため、口座振込の場合は賃貸借契約書に加え、銀行の振込明細書の保存が必要となります。また、口座振替では銀行の振込明細書が発行されないため、賃貸借契約書に加え、通帳を保存すれば、インボイスの全ての記載事項を満たし、仕入税額控除が認められることになります。



・**既存契約（令和5年10月以前から既に賃貸借契約書をつ結んでいる場合）**

登録番号の他にも、インボイスの記載事項が賃貸借契約書に記載されていないことが想定されます。この場合は、賃貸借契約書および銀行の振込明細書や通帳の保存に加え、記載が不足している登録番号等について、貸主から別途通知を受け、保存をする必要があります。



家賃以外の請求書等がない取引も同様の対応によって、仕入税額控除を受けることができます。弊社では、確定申告が終わり次第、インボイス制度について順次ご案内していく予定です。ご不明な点等ございましたら、各担当者にご質問ください。

【参考】週刊税務通信 No.3687



**2022年～iDeCo（イデコ）が変わる!!**

文責：村上

3月の確定申告を終えて、節税のための何か投資を始めてみようかなと考え始めた方へ。2022年制度改正でさらに使い勝手がよくなるiDeCo(イデコ)についてご紹介しようと思います。

<そもそもiDeCoとは…>

iDeCoとは、厚生年金、国民年金に上乗せする形で任意加入できる私的年金制度です。「①掛金が全額所得控除される」「②運用益が非課税」「③受け取る時の税負担が減る」という3つの税制優遇を活用でき、豊かな老後生活を送るための資産形成方法として、2021年9月には加入者数が200万人超と近年人気が高まっています。

そんなiDeCoの制度が2022年変更予定です。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

### ■ iDeCo の受け取り開始可能年齢が 75 歳まで拡大【2022 年 4 月～】

iDeCo で積立・運用してきた資産は、これまで「60 歳以降 70 歳になるまで」の間で受給開始年齢を選ぶことが可能でした。その選択の幅が「60 歳から 75 歳になるまで」に拡大されます。

### ■ iDeCo の加入可能年齢の拡大【2022 年 5 月～】

現在は加入可能年齢が 60 歳になるまでと決められていますが、65 歳になるまで加入できるように拡大されます。

これまで、50 歳以降で iDeCo に新規加入すると、60 歳時点の通算加入者等期間が 10 年ないため、60 歳で受け取ることができず加入と受け取りの間の空白期間が生まれるという問題がありました。改正により、50 代からの加入でも受取開始時まで節税しながら老後資金を準備する事が可能になり、5 年延長した分資産を長く積み増すことができます。

今回の改正でますます利用の選択肢が広がった iDeCo。多様化する働き方やライフスタイルに合わせて活用されてはいかがでしょうか。詳しくは担当まで。

【参考】iDeCo 公式サイト <https://www.ideco-koushiki.jp/>

インター  
店  
便り

## 春なのに～涙がこぼれます～

文責：大脇

こんにちは🍀

なかなかどうして、忙しいと季節の移り変わりを感じる事ができませんが、4 月は特別！窓から見える小学生の真新しいランドセルを背負っている姿を見て「ああ、またこの季節になったんだな」とほっこりします。と言っても執筆現在確定申告最終局面📁息を切らしつつ奮闘しております。

つい最近テレビで世代別ヒットソングなるものを観ましたが、うーん、やっぱりじっくりくるのって昭和時代の曲なんですよ。もちろん最近のナウな曲も聴くんですよ、あいみょんとかあひげダンとか。でもなぜでしょう、聴き心地はいいのですが歌詞がささらない。それに比べてどうでしょう。昭和の歌謡曲、平成前半の J-pop の素晴らしさといったら！聴いているだけで情景が目の前に広がり、思い出とリンクする。心揺さぶり、時にはえぐられるかのように突き刺さる。ああカラオケいきたい～🎤！！と言っても恥ずかしがり屋なので、会社の皆で行くカラオケは聴き役ですけどね(\*´艸`)

さて、令和 3 年 12 月 24 日に閣議決定された「令和 4 年度税制の大綱」から、住宅ローン控除の延長と見直しのご案内です。住宅ローン等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限（令和 3 年 12 月 31 日）が令和 7 年 12 月 31 日まで 4 年延長されるとともに、以下の措置が講じられています。

- ① 控除率を 0.7%、控除期間を新築住宅等は原則 13 年、既存住宅は 10 年。
- ② 既存住宅を含め、住宅の環境性能等に応じた借入限度額の上乗せ措置。
- ③ 令和 6 年以降に建築確認を受ける新築住宅について、省エネ基準適合の要件化。
- ④ 既存住宅の築年数要件（耐火住宅 25 年以内、非耐火住宅 20 年以内）について、「昭和 57 年以降に建築された住宅」（新耐震基準適合住宅）に緩和。
- ⑤ 新築住宅の床面積要件について、令和 5 年以前に建築確認を受けたものは 40 m<sup>2</sup>以上に緩和（合計所得金額 1,000 万円以下の者に限る。）。
- ⑥ 適用対象者の所得要件を合計所得金額 3,000 万円以下から 2,000 万円以下に引下げ。

詳しくは担当者まで…。



【今年度ご入学を迎えるお子様、お孫様をお持ちの皆様、おめでとうございます】

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

**追記:** インター店に赴任して約2年、同時期に入社されたスタッフのMさんが3月末で退職されました。とてもチャームングで、お笑いの志村けんさんがお亡くなりになった時には涙をポロポロ流していたのが印象的でした(笑) 何事にもチャレンジ精神旺盛で在職中には国家資格を2つも取得! 仕事に家事にと忙しい中、チャレンジし続ける姿勢を心から尊敬しています。いつまでも周りを明るく照らしてくれるその笑顔でいてね、心から応援しています♪

## 行楽日記

### 熊野古道

文責: 大喜

少し前になりますが、コロナが落ち着いている間に熊野へ家族で行って来ました。今回は「熊野三山」といわれる「熊野本宮大社」「熊野速玉大社」「熊野那智大社」の3社と「那智山青岸渡寺」をまわりました。

車で上まで行くことも可能ですが、せっかくなので参詣道「熊野古道」も歩いてみよう、石畳の大門坂を自分の足で登って行きました。苔むした石段と杉木立は熊野古道の雰囲気満点でした。

登った先にあるのが、那智山青岸渡寺です。西国三十三所の第一番札所になります。那智の滝を中心として那智大社もここにありました。

本宮大社と速玉大社はここから離れているため、車で移動しました。

我が家の旅はいつも必ず犬同伴なのですが、熊野三山は神社にはめずらしく、犬を抱いているかキャリーケースへ入れていけば参拝が可能とのこと、とてもありがたかったです。首輪等につけられるペットのお守りもあり、神の使いといわれる三本足のカラス「八咫鳥」のお守りもいただいてきました。

また熊野古道のルートを変えて、是非訪れたいと思いました。



## 無料経営相談実施中!!!

代表 三上による経営相談をご活用ください!

### 2022年4月開催スケジュール(要予約)

- 4月11日(月) 13~17時
- 4月13日(水) 10~12時
- 4月14日(木) 18~20時

ご予約電話番号 **0120-974-830**

## GW期間中の休業日のお知らせ

**4月29日(金・祝)、5月1日(日)、  
および5月3日(火・祝)~5日(木・祝)**

(4月30日(土)、5月2日(月)、および5月6日(金)~は通常営業いたします。)  
皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜ります様お願い申し上げます。

## 4月の税務

- ・固定資産税(都市計画税)の第1期分 **納付期限... 4月中において各自治体の条例で定める日**
- ・令和3年分所得税の振替納付 **納付期限...4月21日(木)**
- ・令和3年分消費税の振替納付 **納付期限...4月26日(火)**
- ・2月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)、  
8月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分) **申告期限...5月2日(月)**

### 三上税理士法人

- 本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通4-92 TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
- 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町108-9 TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771
- ◆共通メールアドレス [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)